

# 代理店研修会資料

SOMPOひまわり生命 コンプライアンス部

## 「告知書改ざん・診査報状等改ざん」事件が発生しました！！

### ■ 「告知書改ざん・診査報状等改ざん」事故の例 ■

- \* 募集人は、被保険者が告知した内容では引受できないと認識し、告知のあった受診歴を記入していない告知書を自ら作成して会社に提出していた。
- \* 被保険者から提出を受けた健康診断データ内容では引受ができないと思い、検査数値や判定結果を変更、また、総合判定欄の「要検査」等の文言を削除して会社に提出した。

### 「告知書改ざん・診査報状等改ざん」の発生原因

- ①募集人自らの成績のため、つい出来心で改ざんした。
- ②契約を成立させる目的で、健康診断データの数値、判定結果を改ざんした。
- ③契約者に「この既往歴であれば引受できる」と誤った説明を行ったために、それをごまかす目的で改ざんした。

告知書や健康診断データの改ざんは生命保険制度を揺るがす法令違反行為であり、契約者間の公平を著しく損なってしまいます。また、詐欺、私文書偽造などの刑事責任を問われることもあります。

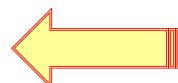
告知書



改ざんしちゃえ！



絶対に禁止です！



### 不祥事件「告知書改ざん・診査報状等改ざん」の代理店・募集人処分

【告知書改ざん・診査報状等改ざん】は私文書偽造罪等の刑事罰に問われる場合があります。よって、不祥事件として当局へ届出を行います。

(保険業法第300条第1項第2号または第3号)

処分は…

①募集人⇒「登録抹消」の処分

②代理店⇒「募集手数料削減支払15%1か月」の処分

(標準処分の場合)

※「私文書偽造罪等」に問われた場合、刑法159条1項・2項により3か月以上5年以下の懲役に処せられることがあります。